

決 定

京都府相楽郡南山城村大字田山小字谷尾112番地の
10

再生債務者 株式会社福傳
代表者代表取締役 福岡 傳一郎
申立代理人弁護士 嶋田 修一
監督委員弁護士 中森 亘

主 文

- 1 本件再生計画を認可する。
- 2 本件について当裁判所が令和元年11月12日にした再生手続開始決定の主文3項を取り消す。
- 3 監督委員は、本件再生計画に定める再生債権者に対する弁済期が到来するごとに、その弁済期の2週間後を期限として、本件再生計画の履行状況について、当裁判所に書面をもって報告しなければならない。
- 4 監督委員は、再生債務者から、本月を起点として、2か月ごとの業務及び財産の管理状況について、報告を受けるようにしなければならない。
- 5 監督委員は、再生債務者の業務及び財産の管理状況について、当裁判所の求めに応じ、書面をもって報告しなければならない。

理 由

本件に係る別紙再生計画案は、決議に付され、可決された。また、本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に定める事由は認められない。

令和2年7月21日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判官 松 永 晋 介

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 山 川 祥 子

